
プロジェクト	資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 484 回企業会計基準委員会及び第 148 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 484 回企業会計基準委員会（2022 年 8 月 1 日開催）で審議された企業会計基準諮問会議からのテーマ提言及び第 148 回実務対応専門委員会（2022 年 8 月 9 日開催）で議論された企業会計基準諮問会議から受けた提言の内容と会計処理に関する論点の概要について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 企業会計基準諮問会議からのテーマ提言に関して聞かれた意見

基準開発の範囲

（第 484 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

2. 第 1 号電子決済手段から第 3 号電子決済手段の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討を行い、第 4 号電子決済手段については、内閣府令が公表された後に、その内容に応じて、会計的な性質を見極めた上で、第 1 号電子決済手段から第 3 号電子決済手段の検討に含めるのか、第 1 号電子決済手段から第 3 号電子決済手段の検討とは切り離して別途検討を行うのかを判断するとするテーマ提言の方向性に関する事務局分析及び対応案に賛成である。
3. 改正資金決済法の施行日まで期間が短く、急ぎの案件になるため、基準開発テーマの優先順位や時間軸を意識して基準開発を進めていただきたい。

III. 会計処理に関する論点の概要に関して聞かれた意見

基準開発の対象とする範囲

（第 148 回実務対応専門委員会で聞かれた意見）

4. 第 1 号電子決済手段から第 3 号電子決済手段の発行・保有等に係る会計上の取扱いにつ

- いて検討を行い、第 4 号電子決済手段については、内閣府令が公表された後に、その内容に応じて、会計的な性質を見極めた上で、検討の可否を判断するとする事務局の提案に賛成である。
5. 第 1 号電子決済手段の定義では、「法定通貨と連動した価格で発行」や、「保有者に対して発行価格と同額での償還が約されている」という記載があるが、改正資金決済法第 2 条第 7 項の通貨建資産の定義からは、そこまで規定していないように思われるため、確認していただきたい。
 6. デジタル資産については、複数の基準開発が同時並行で進んでおり、関連性が複雑となっている。各会計基準等が対象としている範囲を明確にし、また、今回の基準開発における検討事項の漏れを防ぐ観点から、対象としているデジタル資産ごとに、根拠となる法律、関連する会計基準等を整理していただきたい。
 7. 審議資料の複数の箇所で「暗号資産」という用語が使用されているが、狭義の意味で使われているものと広義の意味で使われているものが混在しているようなので、用語について、整理していただきたい。

会計処理に関する論点

(第 148 回実務対応専門委員会で聞かれた意見)

8. 第 1 号電子決済手段から第 3 号電子決済手段の会計処理を検討するにあたって、電子決済手段の私法上の位置づけについて確認していただきたい。
9. 電子決済手段に時価が存在する場合、保有する電子決済手段を決済手段として利用した際の取引価格の測定についても検討が必要ではないかと考える。
10. 電子決済手段について、時価の変動がある場合には、発行者の信用リスクによるものなのか、又は時間価値によるものなのか等、その原因を明らかにしていただきたい。
11. 通貨建資産について、外国通貨をもって債務の履行等が行われる場合、為替変動の影響を検討する必要があるのではないかと考える。

以 上